

令和 7 年 10 月 1 日

各課長・所長・局長 様

町長 嘉戸 隆
(会 計 課)

令和8年度予算編成方針について(通知)

美郷町財務規則第6条の規定に基づき、令和8年度予算編成方針を定めましたので通知します。

1、 国・地方財政の動向

国の月例経済報告によると、経済の基調判断は、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされています。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、人口減少や物価高といった課題に対応しながら、持続可能な経済社会の構築を目指すとしています。その中でも「賃上げを起点とした成長型経済」の実現を掲げ、2029 年度までの5年間で、日本経済全体として年1%程度の実質賃金上昇を定着させることを目標にしているほか、「地方創生 2.0」を「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の革新と位置づけ、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を進めることで、日本全体の活力を取り戻すとしています。

また、持続可能な地方行財政基盤の強化については、地方公共団体が行う公共事業や施設管理、サービスなどにおける価格転嫁の推進等や、地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等の取り組みを進めるとともに、地方の一般財源の総額を確保して、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとし、一般財源総額実質同水準ルールが継続となっています。

2、美郷町の財政状況

本町の財政状況は、歳入の根幹となる町税は令和3年度以降増加傾向にありましたが、令和6年度には減少に転じ、物価高騰が生活や経済活動に及ぼす様々な影響から、今後の増加を見込むことは難しい状況です。政策的経費に係る財源については、都賀長藤地域活動拠点整備事業やサステナブルハウスなどの普通建設事業に係る地方債や、バリ文化を核とした交流拡大事業・全国高校総体カヌー競技開催に係る経費などの多額の基金繰入によって、1次で縮減のあった過疎対策事業債の配分額の復元がなければ令和7年度末の基金残高が大きく減少する見込みです。なお、歳入の大半を占める令和8年度の普通交付税については、地方債元利償還金の増による基準財政需要額の増が想定さ

れ、現在のところ前年当初と同額程度を見込んでいますが、国勢調査人口の影響も考慮すると、依然として増大傾向の歳出需要額に対し財源不足は免れません。

令和6年度は結果的に財政調整基金の取り崩しを行わない決算となりましたが、人件費・物件費などの経常経費の増は抑制できておらず、経常収支比率が90.8%と大変厳しい水準となっています。加えて令和8年度は、志谷苑基幹改修、基幹系業務システム標準化の本格稼働による邑智郡総合事務組合負担金を始め一部事務組合への負担金の増額が見込まれています。

本町の人口減少による少子高齢・過疎化が抱える課題の解決には、国が期待する地方の役割を踏まえ、これまでも増して住民ニーズの的確な把握と財源捻出の工夫により新たな施策に取り組む、効率的な財政運営が不可欠です。

3、予算編成方針

社会情勢や本町の財政状況を踏まえ、令和8年度の予算編成においては、目指す町の2つのビジョン「活気あふれる明るい町」・「町外と活発な交流のある町」の実現に向け、3つの重点分野（①町民の暮らし、②人口減少対策、③町の活気づくり）に重点的に予算を配分します。

そのうえで滞在・活動人口増につながるこれまでの取り組みをさらに上げるための効果的な事業の計画及び立案、副町長によるサマー・レビューヒアリングの内容を踏まえ、歳入財源の確保を徹底して予算編成にあたってください。

各職員におかれましては、上記のことを十分に認識し、また今後打ち出される見込みの新たな政府の方針を的確にとらえ、柔軟な発想・知恵と工夫を以って、最適な予算編成に尽力いただくことをお願いします。

予算要求にあたっての留意事項

1. 一般事項

(1) 基本方針

新規事業あるいは既存事業の拡充を図る際には、必ず持続可能な制度（イニシャルコストは補助対象となるがその後にかかるランニングコストの財源の確保）となるよう構築し、その財源は積極的な事業の廃止及び見直しにより生み出してください。

事業費(予算)について、「財務会計システムにおける予算要求」及び「主要施策の説明書の作成」を11月11日(火)までに入力・提出してください。これを基に会計課によるヒアリング査定を11月18日(火)から12月24日(水)を目安に行います。ヒアリングは、予算要求書・主要施策の説明書を用い行いますが、ヒアリング時や「令和6年度の主要施策に係る成果説明書」にてPDCAサイクルが整理されておらず、事業の分析・今後の展望が不明瞭な継続事業、また新たな事業計画についても具体的な事業概要(骨子)の提案や要綱(案)の提示がなければ査定により廃止・却下する方針とします。

※主要施策の説明書については、計画の体系等様式の不確定な部分がありますが、以下のものについては必ず作成し提出願います。

- ①新規事業
- ②財源に地方債を充当するもの
- ③財源に基金充当を予定するもの

④継続事業であっても大幅な事業費の増やそれに充てる特定財源に変動のあったもの

(2) 通年予算編成

現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成するものとします。したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費、災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は認めません。なお光熱水費、燃料費、原材料、資材価格においては物価上昇を的確に見込み、物品価格、業務委託料の見積徴取の際に事業者からのヒアリングを通じて極力誤差が生じることのないようにしてください。

例年当初予算計上漏れによる補正予算要求が見受けられますが、こうしたことが発生しないよう徹底してください。

2. 歳入

歳入については少額であっても正確な財源の捕捉を行い、令和6年度決算書を照合、精査して例年見受けられます予算の計上漏れのないよう的確に収入を見積もってください。

特に未収金については、公平性の観点から避けて通れないことからその徴収について格段の努力を求めます。

(1) 町税

町税については、経済動向や税制改正等を十分把握し、的確な判断に基づく確実な年間収入額を計上してください。

また、税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率の向上に努めると共に税外収入についても滞納整理の促進など、一層の徴収努力をしてください。

(2) 国・県支出金

国庫支出金について、これまで以上に新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)を最大限活用することに努めてください。

国においては深刻な財源不足が続いていることから、関係制度の動向に十分注視し、国及び県と緊密に連携を取りながら正確な情報の把握に努めてください。また、国・県支出金による財源措置の廃止、縮減を町費での肩代わりは行いません。やむを得ず激変緩和措置を講ずる場合等は、令和8年度の予算編成に併せて、必ず翌年度以降の制度見直しに係る年次計画を策定しヒアリング時に説明してください。なお、引き続き、これらの国県支出金が必要財源であると考えられる場合は、あらゆる機会を通じて国、県への要望を行うなど、必要な財源確保について積極的に行動してください。一方、その廃止、縮減が、時代の経過により公費投入の役割を終えた等の判断によるものである場合は、町費負担分の事業費についても、併せて廃止、縮減をしてください。

(3) 地方債

後年度の償還金の財政負担を考慮し、且つ、事業内容、事業期間を十分に吟味して適正な見込額を計上してください。また、過疎対策事業債の要望額が全国的に急騰していることから継続事業であっても全ての地方債について、財政係に必ず事前に事業内容・適債性の協議・確認を行った上で要求を実施してください。特に、令和5・6年度の地方債の発行額が増大し、地方債現在高が上昇したことから、聖域を設けず道路改良事業も含め、既に取り組みを始めている事業を除き新規事業についての発射台はゼロベースとします。

※なお、新年度の過疎対策事業債(ソフト分)の限度額は、95,500千円の見込みです。特に会計年度任用職員の

人件費等に充当している場合、財源が不足することも考え別の財源の確保、事業そのものの見直しを検討してください。

(4) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めるとともに受益者負担の在り方について見直してください。

3. 歳出

本町の財政状況を十分に理解した上で、身の丈(歳入規模)に合った予算とするため、制度の廃止・縮減、対象や単価の見直し等を行い、基本的には事業費の縮減を目指してください。また、特に一部の限られた受益者に対する公費支出となっている事業等があれば、廃止してください。予算の精度を確保するため、費用の算出となる根拠は必ず見積書や参考となる資料を活用して積み上げてください。

(1) 報酬

条例に基づく適正な額を必要最小限計上してください。

(2) 報償費(謝礼金)

謝礼金の計上に当たっては、金額を精査するとともに積算根拠を明記してください。各種講習会、イベント、催し物などは実績や事業効果について説明を求めますのでヒアリング時に準備をお願いします。

(3) 旅費

様々な施策・構想の推進により、都市圏ほか各地域へ出張が必要となることが想定されます。これに必要な経費については、想定額を必ず当初予算で計上(補正予算対応としない)してください。

一方で業務の効率化のため、Web会議等での代替が可能なものは活用に努めるとともに、イベント等の参加人数については必要想定人数を踏まえて計上してください。

(4) 需用費

事務用品等消耗品については、職員一人ひとりが節約意識をより一層高め、裏紙の活用・ファイルの再利用など節減に努めてください。また、財政係が購入する共通消耗品を努めて利用することとしてください。

電気・水道などの光熱水費及び燃料費については、使用量を把握し、なお一層の省エネルギーに努め、削減を目指してください。

印刷物の作成については、極力簡素なものとし、Web 公開可能であれば印刷を行わない等、必要最小限とし、経費削減を図ってください。また、組織内部でデータ保存として問題のない資料等については、ペーパーレス化を徹底してください。

修繕費は、施設の管理運営上重要なものあるいは突発的なもの以外は、別途大規模修繕計画により実施し、予算は原則、総務費財産管理費に計上するものとします。エアコン等既存機器の故障に対し部品供給等が終了しており更新が必要なものについては、10 節:需用費 修繕費(但し備品台帳は整理)、新設で入札を必要としない金額については、17 節:備品購入費、天井埋め込み式や集中制御等大がかりで入札を必要とする場合は 14 節:工事請負費等に計上してください。修繕については、施設の利用状況、今後の維持管理費等を十分考慮の上、個別施設計画に基づき必ず

所属内で優先順位を付けてください。

公用車の車検・点検時のオイル交換・フィルター・球替え等に係る経費(工賃を含む)及び既存の消火器の更新は全て修繕費に統一してください。

各種講習、研修での食材費の応分負担について再検討を必ず行ってください。ヒアリング時に確認します。

(5) 委託料

近年、委託料(事業実施に伴うランニングコスト)が大幅に増大しています。業務内容が適正であるかを確認し、見積徴取の際に必ず価格交渉を行ってください。施設等の維持管理業務に係る委託料については、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の削減を図ってください。

調査・研究等、職員自らが能力を発揮すべき業務については、委託をとりやめてください。

(6) その他の物件費

必要性・重要性を十分に検討し、可能な限り削減してください。

(7) 負担金・補助金及び交付金

各種団体等への補助金等については、補助制度創設時の趣旨に立ち返り、必要性を必ず検証し、運営に係るものではなく事業の実施に係るものに改めてください

① 初期の目的を達成したものや効果が薄いと判断されるもの(決算に係る成果説明書において事業の効果が検証されていない事業など)は廃止してください。

② 対象団体等の予算・決算、繰越金等の資金収支状況を正確に把握し、補助の必要性を充分に見極めた上で、予算要求してください。一部事務組合等への負担金の上昇が顕著です。他団体ではありますが予算、決算の精査や検証を構成団体として注視し、合理的な運営が可能となるよう担当部署は責任をもって対応してください。

ヒアリング時に、補助金・交付金の算出根拠を具体的に説明いただきますので、それぞれの事業報告書・収支決算書を必ず持参ください。

(8) 備品購入費

基本的には購入単価が2万円以上(書籍は 5,000 円)の物品(消耗品、原材料及び生産物を除く)は備品購入費となります。仮に2万円を下回る場合であっても、物品の性質上、備品となるものもありますので留意ください。

※「美郷町物品の管理に関する規程」第6条・第8条

購入備品の単価(まとめて購入する際も各品ごと)により、適切に予算計上してください。

(9) 扶助費

町単独及び国県制度への上乗せ等の扶助費については、あらゆる手法でニーズをとらえ、持続可能な制度となるよう制度設計や見直しを行ってください。対象者増が見込まれるなどの際は、単に予算額を増加するのではなく、単価や補助率の検討を経て、バランスのとれた事業となるよう努めてください。

(10) 普通建設事業費

人口減少による今後の収入減等に対応するため、町全体での事業費負担の平準化を図る必要があることから、現時点でのスケジュールや計画を必ず見直すとともに、事業の中止も含め1年から数年の先送りが可能となるよう調整のうえ、令和8年度に確実に実施しなければならない事業(防災・減災、国土強靱化に資するもの等極めてその投資効果が期待されるもの)のみ予算要求してください。

4. 特別会計・事業会計

本来、特別会計等は、保険料や使用料で運営していく独立採算であることが基本であり、未収金の徴収等に努めると共に、一層の効率化、健全化に徹し、一般会計からの繰入金に頼らない運営に努めてください。

予算要求は一般会計に準じて編成するものとします。法定(基準内)繰入金以外の財源不足については、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、長期的見通しのもとに会計の健全かつ安定的な運営に努めてください。

5. 予算編成スケジュール(予定)

(1) 予算要求入力、主要施策説明書作成・提出 締め切り 11月11日(火)

(2) 予算要求ヒアリング(会計課査定)11月18日(火)~12月24日(水)の間
時間外対応可(指定曜日を除く)

(3) 予算修正期限 1月16日(金)

(4) 会計課再査定 1月下旬中

(5) 町長・副町長査定 2月上旬頃

(6) 予算確定及び資料作成 2月中旬頃

(7) 令和8年 第1回定例会提出 2月下旬